参考資料

参考1-1.　対象路線の区分図（中央エリア）

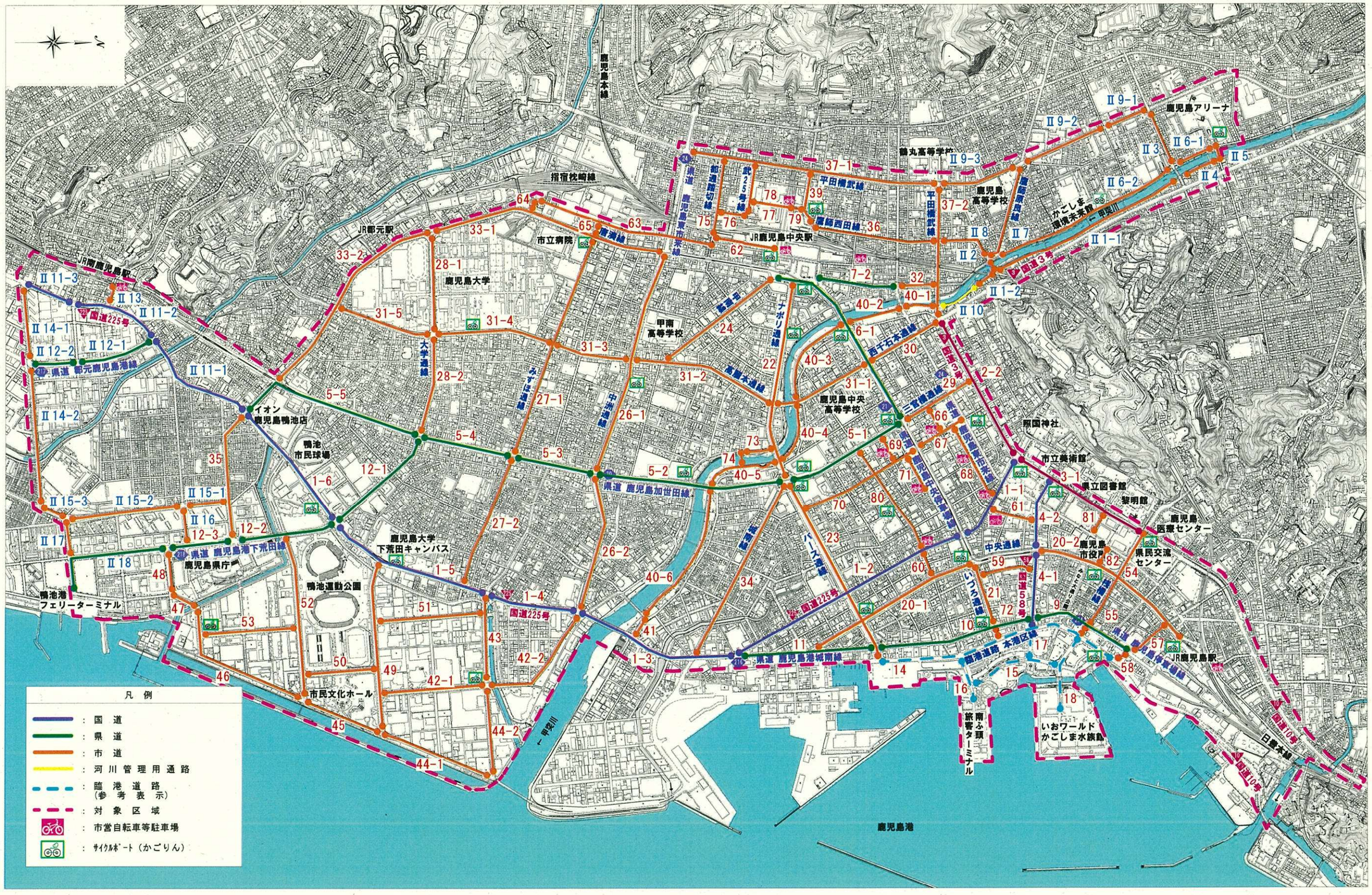

図 参.1-1　対象路線の区分図（中央エリア）

参考1-2.　対象路線の区分図（谷山エリア）

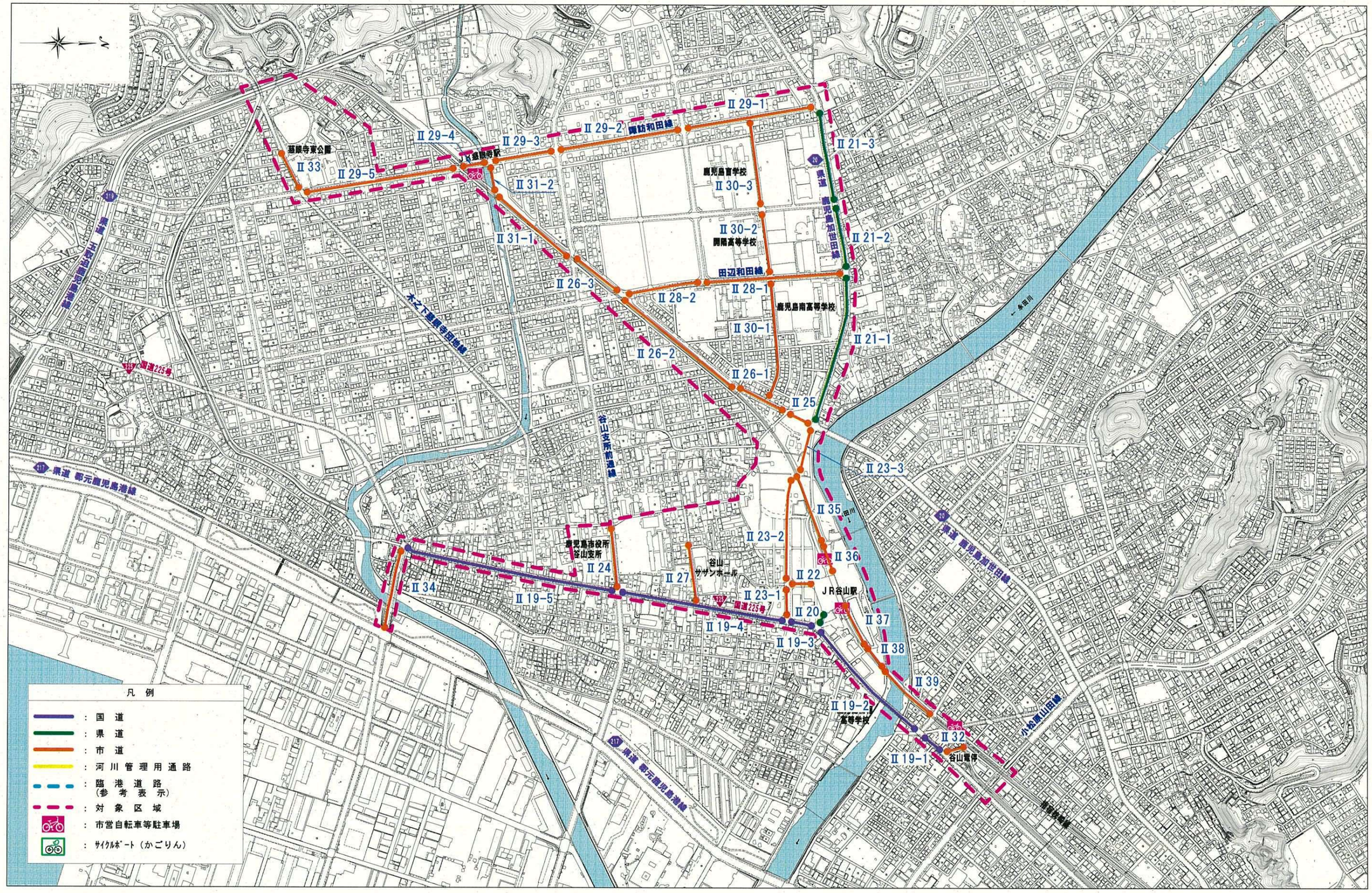

図 参.1-2　対象路線の区分図（谷山エリア）

参考 1-3. 対象路線の区分図（路線一覧表）

表　参. 1　路線一覧表

番号	区分	路線名称	延長(m)
Ⅱ1-1	市道	新照院川沿線	960
Ⅱ1-2	市道	新照院川沿線	80
Ⅱ2	市道	新上橋線	50
Ⅱ3	市道	原良草牟田線	270
Ⅱ4	市道	草牟田川沿線	190
Ⅱ5	市道	鶴尾橋線	50
Ⅱ6-1	市道	城西岩崎橋線	200
Ⅱ6-2	市道	城西岩崎橋線	900
Ⅱ7	市道	鷹師原良線	460
Ⅱ8	市道	鷹師西田線	250
Ⅱ9-1	市道	城西線	210
Ⅱ9-2	市道	城西線	410
Ⅱ9-3	市道	城西線	400
Ⅱ10	県河川	甲突川左岸管理道路	210
	国道		0
	県道		0
	県河川		210
	臨港道		0
	市道		4,430
計　中央エリア〔城西エリア〕①			4,640

番号	区分	路線名称	延長(m)
Ⅱ11-1	国道	225号	560
Ⅱ11-2	国道	225号	430
Ⅱ11-3	国道	225号	250
Ⅱ12-1	県道	郡元鹿児島港線	360
Ⅱ12-2	県道	郡元鹿児島港線	210
Ⅱ13	市道	南郡元12号線	80
Ⅱ14-1	市道	南港1号線	340
Ⅱ14-2	市道	南港1号線	640
Ⅱ15-1	市道	真砂三和線	200
Ⅱ15-2	市道	真砂三和線	540
Ⅱ15-3	市道	真砂三和線	120
Ⅱ16	市道	鴨池新町2号線	160
Ⅱ17	市道	南港2号線	150
Ⅱ18	県道	鹿児島港下荒田線	600
	国道		1,240
	県道		1,170
	県河川		0
	臨港道		0
	市道		2,230
計　中央エリア〔鴨池エリア〕②			4,640

番号	区分	路線名称	延長(m)
Ⅱ19-1	国道	225号	90
Ⅱ19-2	国道	225号	400
Ⅱ19-3	国道	225号	90
Ⅱ19-4	国道	225号	470
Ⅱ19-5	国道	225号	590
Ⅱ20	県道	谷山停車場線	40
Ⅱ21-1	県道	鹿児島加世田線	430
Ⅱ21-2	県道	鹿児島加世田線	190
Ⅱ21-3	県道	鹿児島加世田線	270
Ⅱ22	市道	(都)谷山駅南通線	60
Ⅱ23-1	市道	(都)南清見諏訪線	80
Ⅱ23-2	市道	(都)南清見諏訪線	290
Ⅱ23-3	市道	(都)南清見諏訪線	130
Ⅱ24	市道	谷山支所前通線	170
Ⅱ25	市道	辻之堂本城線	60
Ⅱ26-1	市道	谷山第二地区35号線	140
Ⅱ26-2	市道	谷山第二地区35号線	400
Ⅱ26-3	市道	谷山第二地区35号線	140
Ⅱ27	市道	北麓7号線	160
Ⅱ28-1	市道	田辺和田線	380
Ⅱ28-2	市道	田辺和田線	220
Ⅱ29-1	市道	諏訪和田線	370
Ⅱ29-2	市道	諏訪和田線	350
Ⅱ29-3	市道	諏訪和田線	180
Ⅱ29-4	市道	諏訪和田線	80
Ⅱ29-5	市道	諏訪和田線	430
Ⅱ30-1	市道	谷山第二地区4号線	340
Ⅱ30-2	市道	谷山第二地区4号線	190
Ⅱ30-3	市道	谷山第二地区4号線	240
Ⅱ31-1	市道	谷山第二地区15号線	260
Ⅱ31-2	市道	谷山第二地区15号線	70
Ⅱ32	市道	西清見37号線	50
Ⅱ33	市道	木之下慈眼寺団地線	90
Ⅱ34	市道	松崎卸本町線	220
Ⅱ35	市道	区画道路6-22号線	180
Ⅱ36	市道	区画道路6-9号線	90
Ⅱ37	市道	区画道路10-1号線	120
Ⅱ38	市道	特殊道路4-1号線	60
Ⅱ39	市道	西清見47号線	180
	国道		1,640
	県道		930
	県河川		0
	臨港道		0
	市道		5,730
計　谷山エリア(③)			8,300
	国道		2,880
	県道		2,100
	県河川		210
	臨港道		0
	市道		12,390
合計　追加整備区域(①+②+③)			17,580

番号	区分	路線名称	延長(m)
1-1	国道	国道225号	420
1-2	国道	国道225号	1,130
1-3	国道	国道225号	780
1-4	国道	国道225号	560
1-5	国道	国道225号	680
1-6	国道	国道225号	650
2-2	国道	国道3号	660
3-1	国道	国道10号	660
4-1	国道	国道58号	310
4-2	国道	国道58号	330
5-1	県道	鹿児島加世田線	560
5-2	県道	鹿児島加世田線	870
5-3	県道	鹿児島加世田線	380
5-4	県道	鹿児島加世田線	450
5-5	県道	鹿児島加世田線	910
6-1	県道	鹿児島中央停車場線	930
7-2	県道	鹿児島東市来線	360
9	県道	鹿児島停車場線	490
10	県道	鹿児島港線	600
11	県道	鹿児島港城南線	600
12-1	県道	鹿児島港下荒田線	550
12-2	県道	鹿児島港下荒田線	480
12-3	県道	鹿児島港下荒田線	200
14	臨港道	臨港道路(本港区線)※参考表示	1,180
15	臨港道	臨港道路(南北ふ頭線)※参考表示	430
16	臨港道	臨港道路(南ふ頭支線)※参考表示	400
17	臨港道	臨港道路(本港中央線)※参考表示	110
18	臨港道	臨港道路(北ふ頭支線)※参考表示	370
20-1	市道	中央通線	810
20-2	市道	中央通線	830
21	市道	いづろ通線	290
22	市道	ナポリ通線	880
23	市道	パース通線	890
24	市道	甲南線	620
26-1	市道	中洲通線	1,000
26-2	市道	中洲通線	620
27-1	市道	みずほ通線	1,050
27-2	市道	みずほ通線	610
28-1	市道	大学通線	440
28-2	市道	大学通線	460
29	市道	三官橋通線	350
30	市道	西千石本通線	370
31-1	市道	高麗本通線	470
31-2	市道	高麗本通線	700
31-3	市道	高麗本通線	370
31-4	市道	高麗本通線	570
31-5	市道	高麗本通線	440
32	市道	鷹師線	150
33-1	市道	唐湊線	1,110
33-2	市道	唐湊線	1,000
34	市道	城南線	880
35	市道	郡元真砂線	600
36	市道	鷹師西田線	580
37-1	市道	平田橋武線	1,230
37-2	市道	平田橋武線	580
39	市道	鹿児島中央駅西口線	280
40-1	市道	甲突川自転車歩行者道1号線	120
40-2	市道	甲突川自転車歩行者道2号線	220

番号	区分	路線名称	延長(m)
40-3	市道	甲突川自転車歩行者道3号線	440
40-4	市道	甲突川自転車歩行者道4号線	250
40-5	市道	甲突川自転車歩行者道5号線	340
40-6	市道	甲突川自転車歩行者道6号線	660
41	市道	緑地帯6号線	90
42-1	市道	与次郎ヶ浜中央線	470
42-2	市道	与次郎ヶ浜中央線	590
43	市道	与次郎ヶ浜6号線	390
44-1	市道	与次郎ヶ浜2号線	550
44-2	市道	与次郎ヶ浜2号線	400
45	市道	与次郎ヶ浜25号線	360
46	市道	与次郎ヶ浜13号線	760
47	市道	鴨池新町20号線	100
48	市道	鴨池新町22号線	200
49	市道	運動公園線	750
50	市道	文化ホール通線	300
51	市道	与次郎ヶ浜8号線	480
52	市道	鴨池与次郎ヶ浜線	760
53	市道	与次郎ヶ浜12号線	410
54	市道	桟橋線	490
55	市道	易井2号線	50
57	市道	滑川通3号線	190
58	市道	桜島桟橋線	40
59	市道	広馬場1号線	250
60	市道	山之口通3号線	110
61	市道	天神馬場3号線	210
62	市道	中央町4号線	290
63	市道	国鉄車両管理所前線	820
64	市道	唐湊地下道線	50
65	市道	上荒田8号線	60
66	市道	天神馬場2号線	120
67	市道	二官橋3号線	240
68	市道	ザビエル線	370
69	市道	二本松馬場2号線	120
70	市道	二官橋4号線	560
71	市道	萩原小路2号線	140
72	市道	泉10号線	40
73	市道	甲突川右岸河川管理道路	130
74	市道	高麗2号線	60
75	市道	都通踏切線	400
76	市道	武33号線	140
77	市道	武25号線	240
78	市道	武32号線	190
79	市道	武21号線	40
80	市道	山之口通2号線	530
81	市道	山下2号線	90
82	市道	山下1号線	70
	国道		6,180
	県道		7,380
	県河川		0
	臨港道	※臨港道路の延長は除く	0
	市道		32,860
計　既存整備区域(④)			46,420
	国道		9,060
	県道		9,480
	県河川		210
	臨港道	※臨港道路の延長は除く	0
	市道		45,250
自転車ネットワーク路線　計(①～④)			64,000

参考2-1.　自転車の歩道通行が認められている路線（中央エリア）

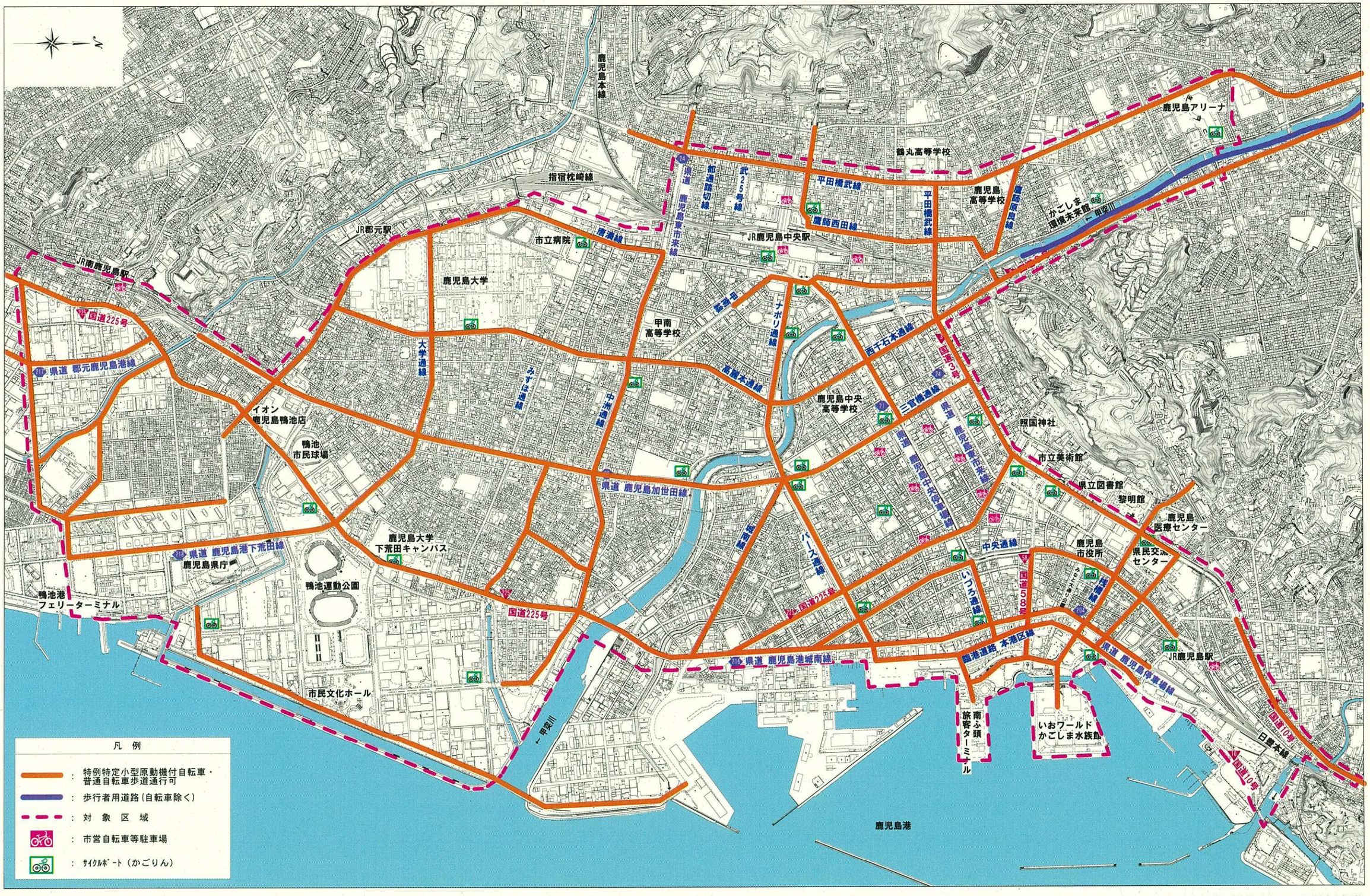

※交通規制が実施されている路線を掲載

図 参. 2-1　自転車の歩道通行が認められている路線（中央エリア）

参考2-2.　自転車の歩道通行が認められている路線（谷山エリア）

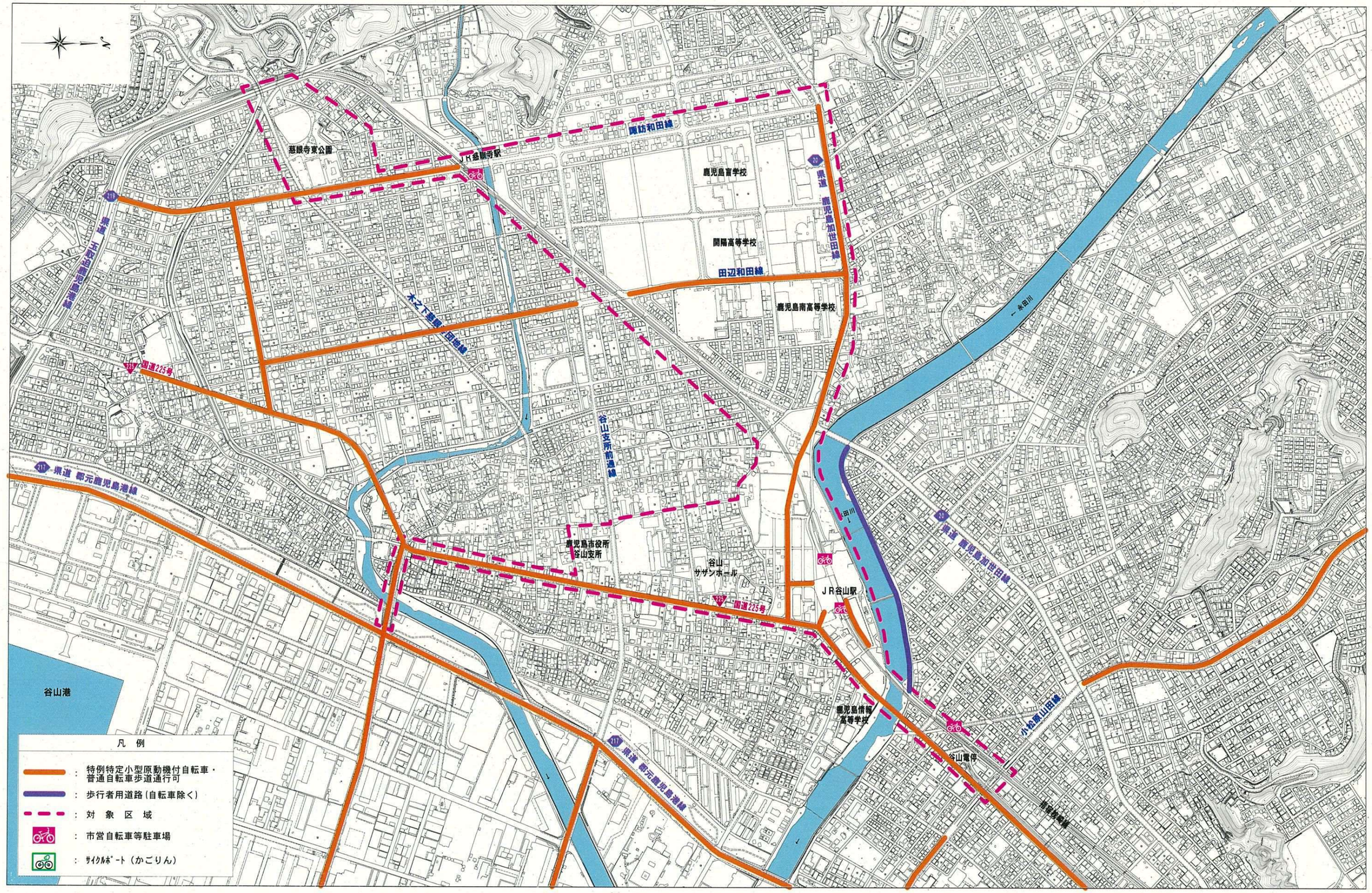

※交通規制が実施されている路線を掲載

図 参. 2-2　自転車の歩道通行が認められている路線（谷山エリア）

参考3-1. 自転車ネットワーク候補路線（中央エリア）

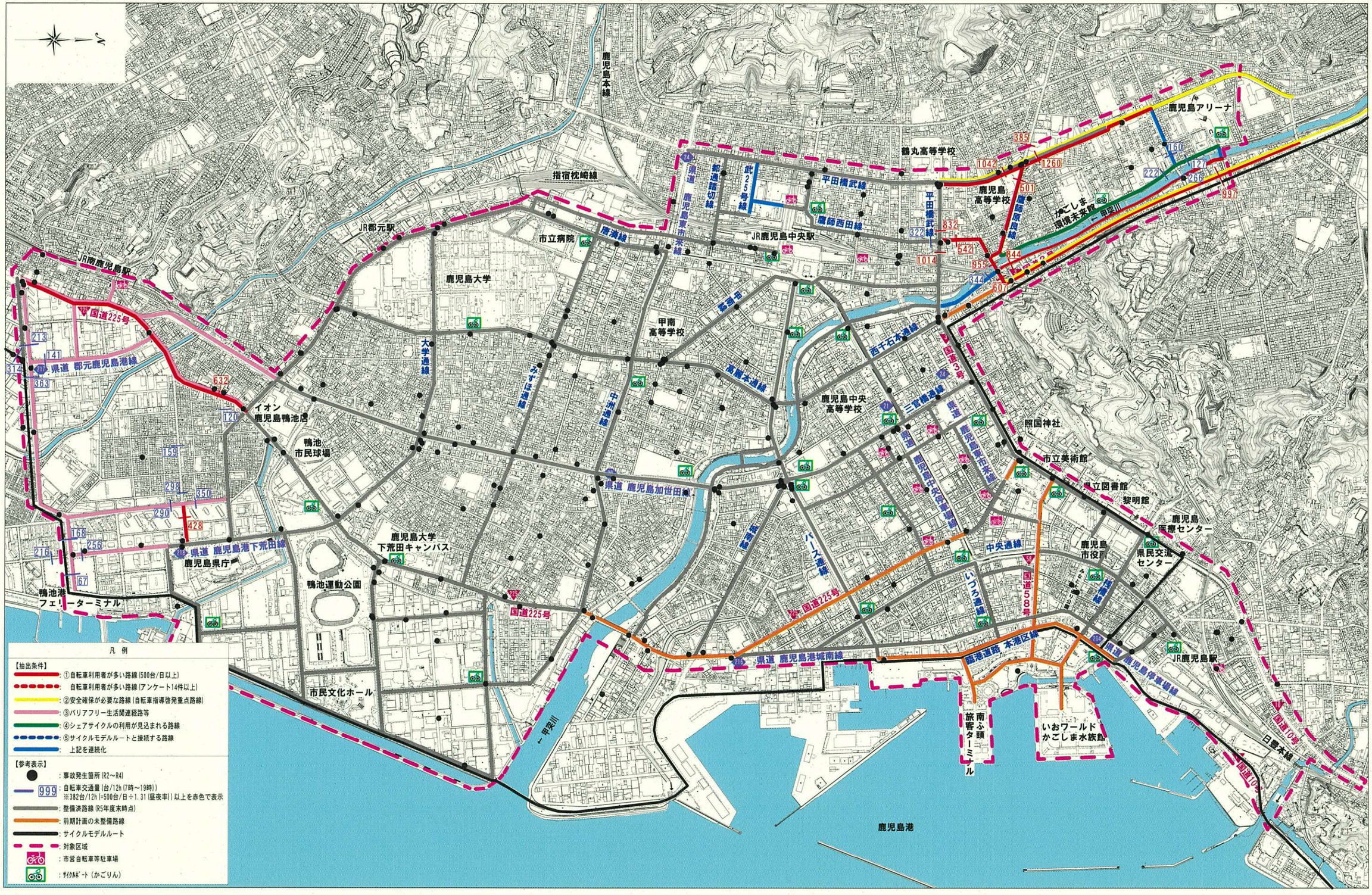

図 参. 3-1　自転車ネットワーク候補路線（中央エリア）

参考3-2. 自転車ネットワーク候補路線（谷山エリア）

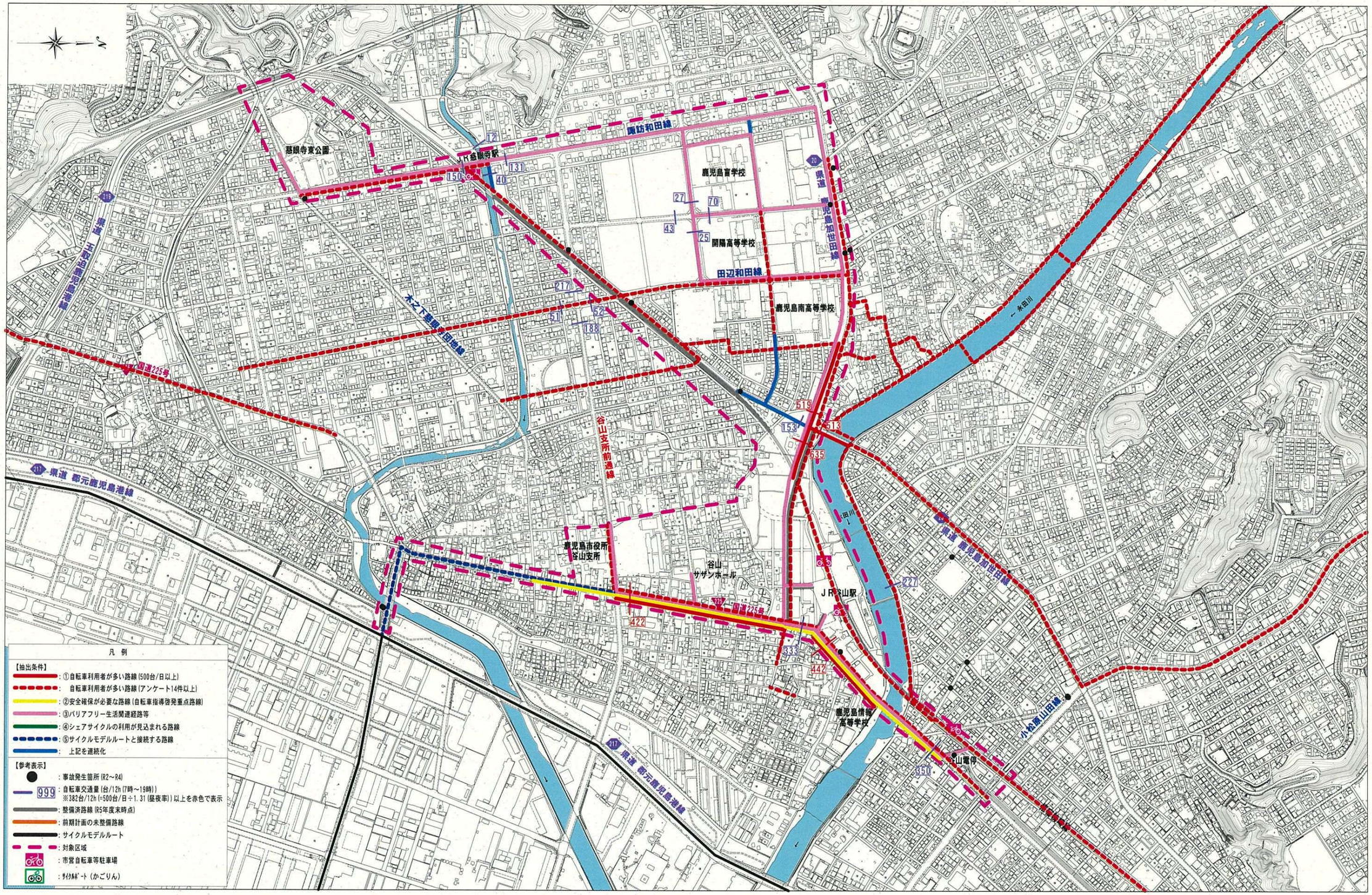

図 参. 3-2　自転車ネットワーク候補路線(谷山エリア)

参考4-1　自転車関連事故の発生箇所（中央エリア）

出典:交通事故統計情報のオープンデータ(警察庁)を基に作成

図 参. 4-1　自転車関連事故の発生箇所（中央エリア）

参考4-2.　自転車関連事故の発生箇所（谷山エリア）

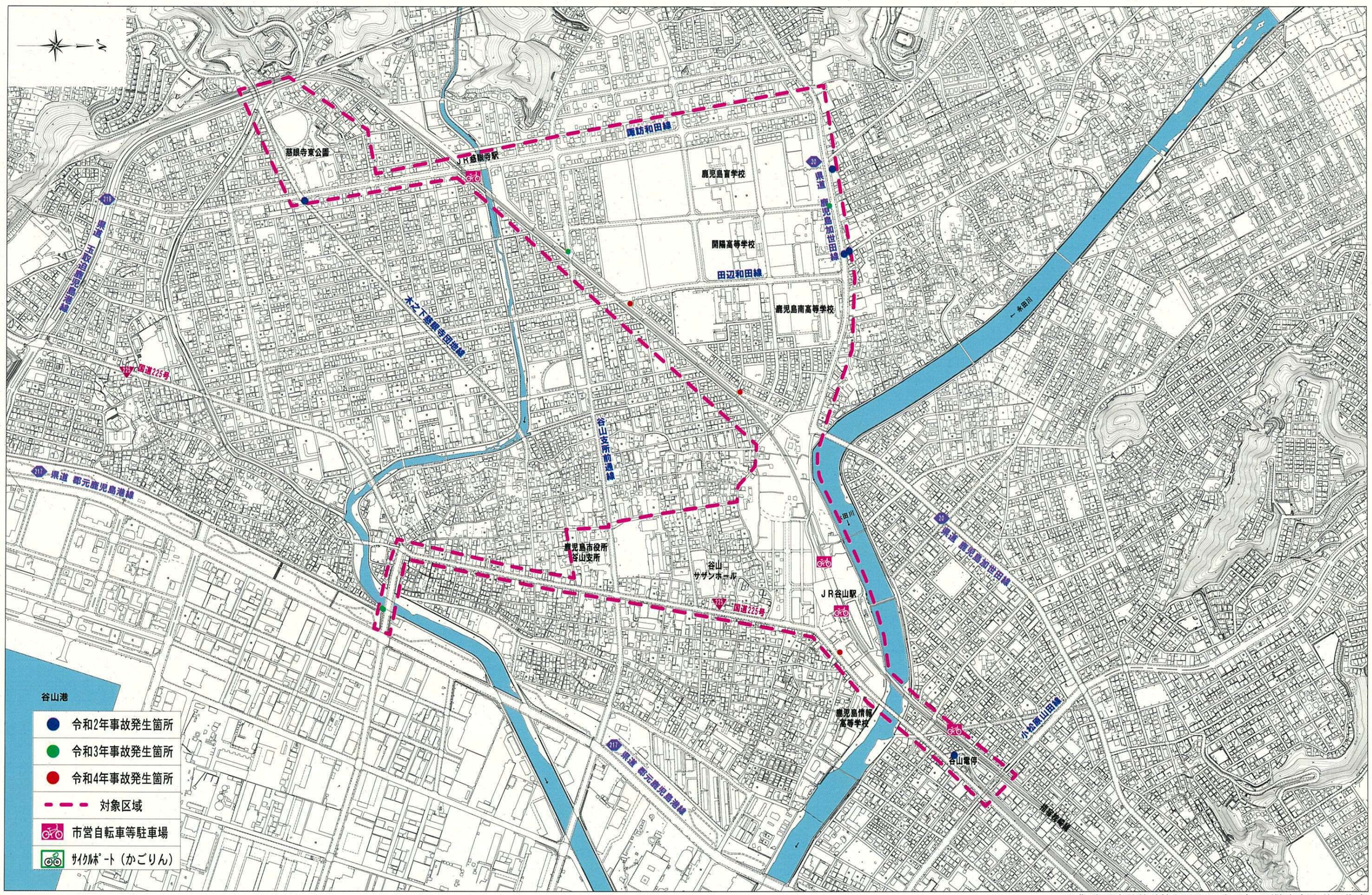

出典：交通事故統計情報のオープンデータ（警察庁）を基に作成

図 参. 4-2　自転車関連事故の発生箇所（谷山エリア）

参考5-1.　最高速度制限の規制状況（中央エリア）

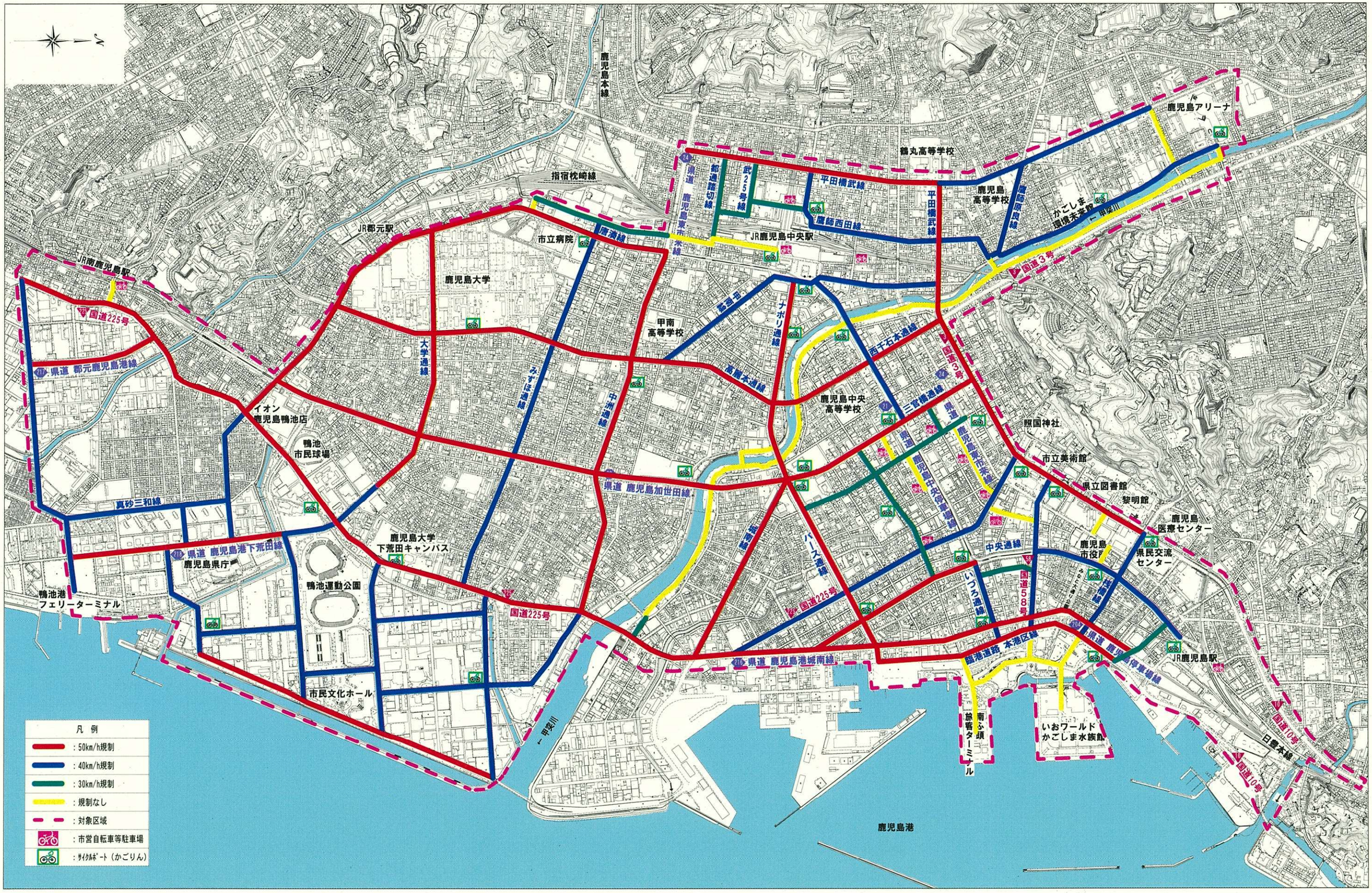

図 参. 5-1　最高速度制限の規制状況（中央エリア）

参考5-2.　最高速度制限の規制状況（谷山エリア）

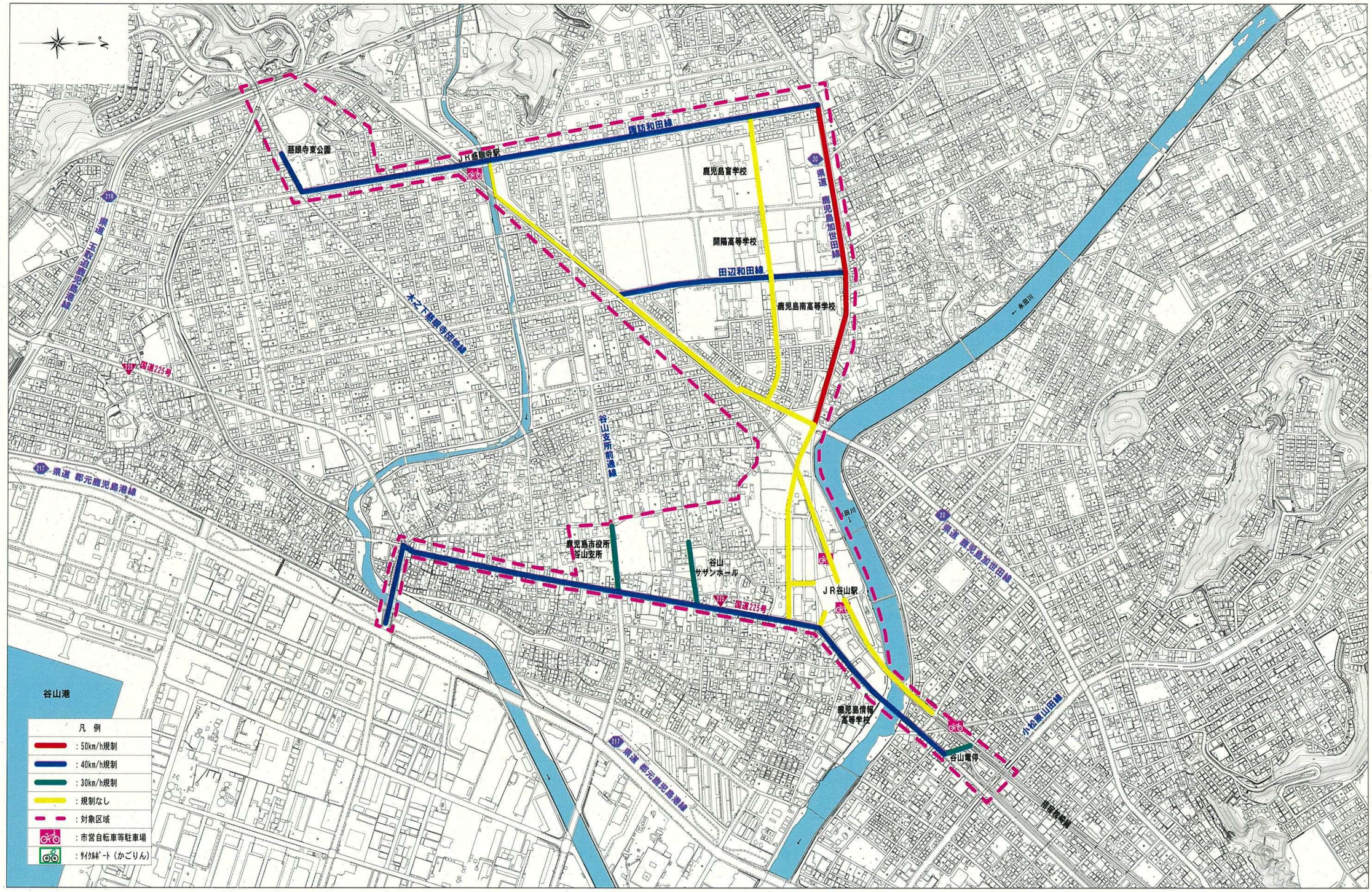

図 参. 5-2　最高速度制限の規制状況（谷山エリア）

参考6-1.　第三次鹿児島市交通バリアフリー基本構想における生活関連経路等（中央エリア）

出典：第三次鹿児島市交通バリアフリー基本構想(R4.3)を基に作成

図 参. 6-1　第三次鹿児島市交通バリアフリー基本構想における生活関連経路等（中央エリア）

参考6-2.　第三次鹿児島市交通バリアフリー基本構想における生活関連経路等（谷山エリア）

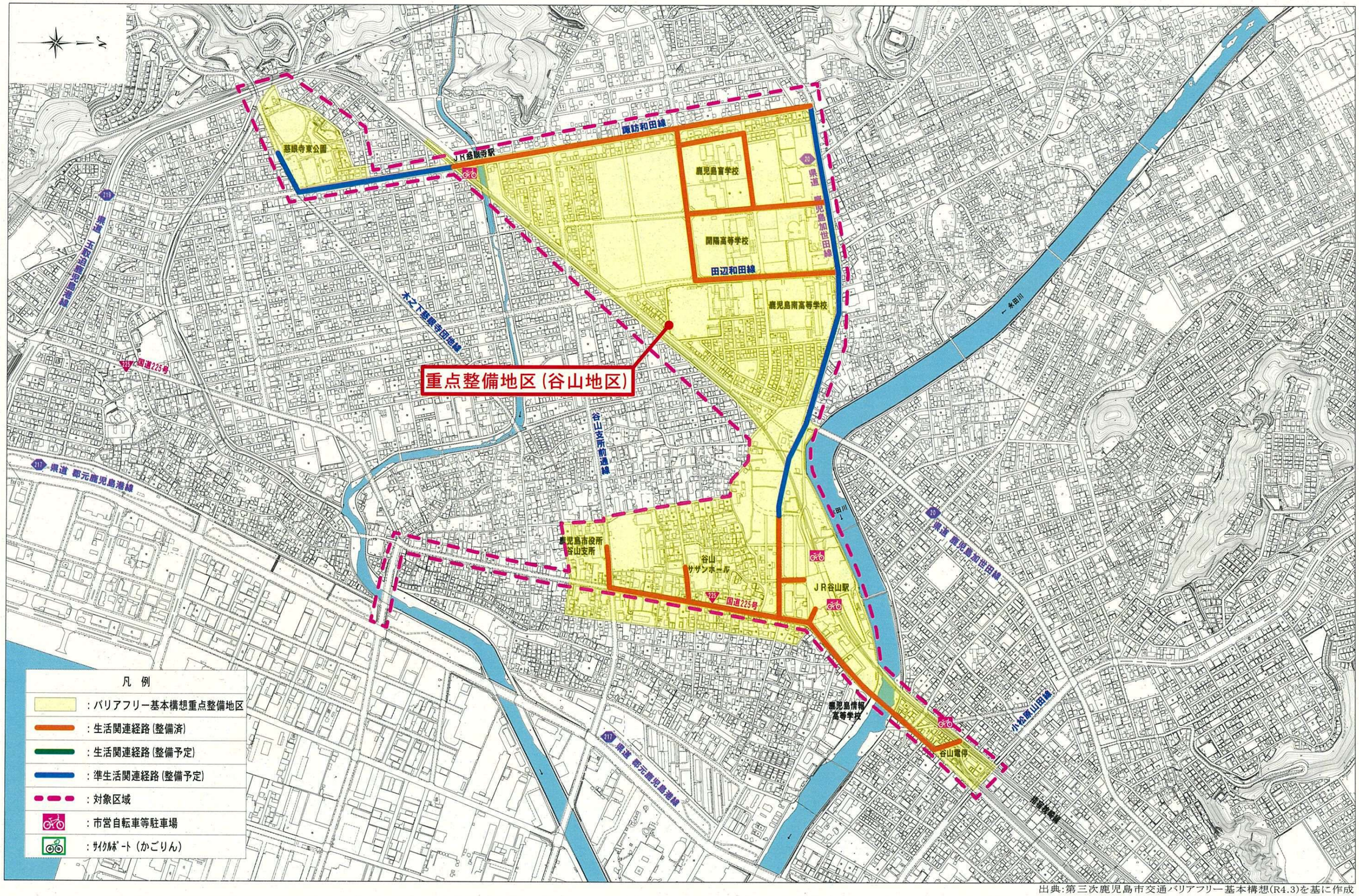

出典：第三次鹿児島市交通バリアフリー基本構想(R4.3)を基に作成

図 参.6-2　第三次鹿児島市交通バリアフリー基本構想における生活関連経路等（谷山エリア）

参考 7. 道路形態別の自転車の通行方法

自転車の通行方法	イメージ図
◆ 歩道と車道の区別のある道路 **① 車道** ・自転車は、歩道と車道の区別のある道路においては、車道を通行しなければいけません。この際、自転車は、車道の左側端に寄って通行しなければいけません。 ・「自転車除く」の補助標識がない一方通行の規制のかかった道路の場合、他の車両と同様、自転車も逆方向に通行することはできません。	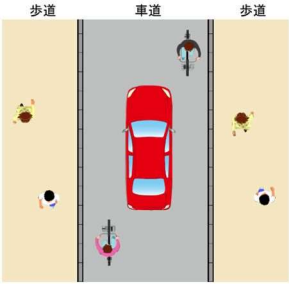
② 歩道 ・以下の場合には、歩道を通行することができます。 ○「普通自転車歩道通行可」の標識・標示があるとき。 ○自転車の運転者が、高齢者（70 歳以上）や児童・幼児等（13 歳未満）であるとき。 ○車道又は交通の状況に照らして当該自転車の通行の安全を確保するため当該自転車が歩道を通行することがやむを得ないと認められるとき。 ・歩道を通行できる場合は、車道寄りの部分をすぐに停止できる速度で通行します。歩行者の通行を妨げるときは一時停止しなければなりません。 ・歩道でほかの自転車と行き違うときは、速度を落としながら安全な間隔を保ち、歩行者に十分注意して、対向する自転車を右に見ながらよけるようにしましょう。	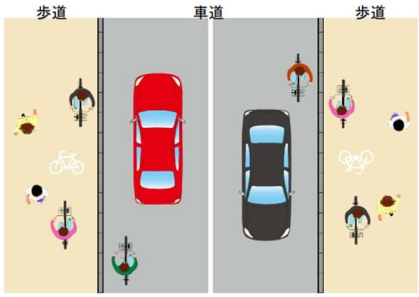
※「普通自転車の歩道通行部分」がある場合 ・自転車は、歩道内の道路標示により明示された普通自転車の歩道通行部分を双方向通行できます。 ・普通自転車の歩道通行部分を通行する際は、徐行により通行しなければならず、歩行者の通行を妨げることとなるときは一時停止しなければなりません。ただし、普通自転車の歩道通行部分に歩行者がいないときは、歩道の状況に応じた安全な速度と方法で通行することができます。 ・普通自転車の歩道通行部分で、ほかの自転車と行き違うときは、速度を落としながら安全な間隔を保ち、歩行者に十分注意して、対向する自転車を右に見ながらよけるようにしましょう。	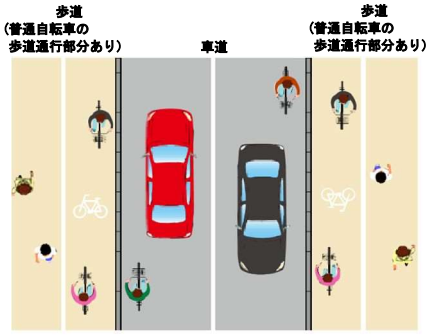
◆ 路側帯と車道の区別のある道路 ・自転車は、路側帯と車道の区別のある道路においては、車道を通行しなければいけません。この際、自転車は、車道の左側端に寄って通行しなければいけません。 ・「自転車除く」の補助標識がない一方通行の規制のかかった道路の場合、他の車両と同様、自転車も逆方向に通行することはできません。 ・路側帯のある道路では、著しく歩行者の通行を妨げる場合を除いて、道路の左側部分に設けられた路側帯（歩行者用路側帯を除く。）を通行できます。なお、路側帯内を通行する場合、歩行者の通行を妨げないような速度と方法で通行しなければいけません。	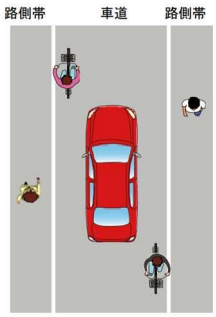

自転車の通行方法	イメージ図
◆ 片側に双方向通行の自転車道のある道路 ・自転車道のある道路では、自転車は自転車道を通行しなければいけません。このため、自転車道が設置されていない側を自転車は通行することはできません。 ・自転車道内は左側通行しなければいけません。 ・高齢者や児童・幼児等が運転する普通自転車は、自転車道が設置されていても、歩道を通行することができます。 自転車専用の標識	
◆ 自転車専用通行帯のある道路 ・自転車専用通行帯のある道路では、自転車は自転車専用通行帯を通行しなければいけません。 ・双方向通行はできませんので、道路左側に設けられた専用通行帯を通行してください。 ・高齢者や児童・幼児等が運転する普通自転車は、自転車専用通行帯が設置されていても、歩道を通行することができます。 普通自転車専用通行帯の標識	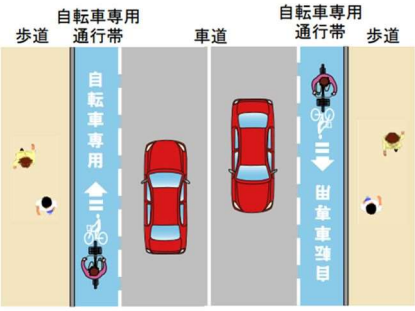
◆ 矢羽根型路面表示のある道路 ・矢羽根型路面表示は、自転車の通行位置を示し、自動車に自転車が車道内で混在することを注意喚起する法定外表示のことをいいます。 ・矢羽根型路面表示がある場合は、これらにならって通行してください。 ・矢羽根型路面表示のある道路でも、「普通自転車歩道通行可」の標識・標示がある場合や、高齢者・児童・幼児等が運転する普通自転車は、歩道を通行することができます。	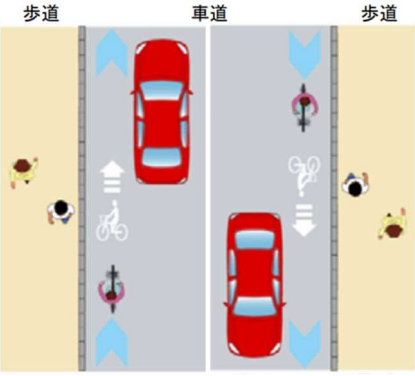
◆ 歩行者用道路（自転車を除く）の規制のある道路 ・自転車は、道路の左側端に寄って、特に歩行者に注意して徐行しなければなりません。 歩行者専用（自転車を除く）の標識	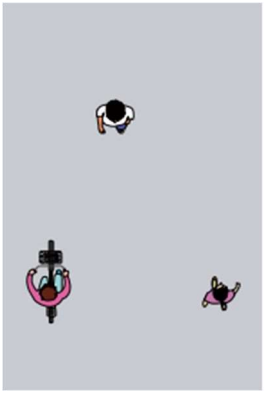

出典：安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン（H28.7）を基に作成

参考 8. 用語解説

	用語	解説
あ行	SDGs（エスディージーズ）	「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称で、2015 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された 2016 年から 2030 年までの国際目標。 持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、17 のゴールと 169 のターゲットが掲げられている。
さ行	サイクルツーリズム	「サイクリング・自転車」と「観光・旅行」を組み合わせたものであり、自転車に乗りながら、地域の自然や地元の人々との交流、食事や温泉といったあらゆる観光資源を楽しむことを目的としたツーリズムのこと。
	サイクルモデルルート	サイクルツーリズムを推進するため、国、県、市町村、関係団体等で構成される県サイクルツーリズム推進協議会等により設定されたルート。 サイクルモデルルートでは、走行環境整備などのサイクリスト受入環境の整備等を推進することとしている。
	シェアサイクル	レンタサイクルのように共用の自転車を借りた場所に返すのではなく、複数のサイクルポート（自転車の貸出・返却場所）を置いて、どのサイクルポートでも貸出・返却ができるようにしたシステム。
	自転車指導啓発重点路線	自転車関連事故が現に発生し、又は発生が懸念され、自転車交通秩序の実現が必要であると認められる路線で、都道府県警察が選定したもの。選定された路線では、自転車利用者に対する指導啓発活動や自転車通行空間の優先的な整備等を推進することとされている。
	自転車ネットワーク路線	自転車の車道通行を基本とし、安全かつ円滑な交通を確保できる空間を連続的に提供する自転車ネットワークを構成する路線をいう。
	自転車歩行者道	「道路構造令」第 2 条第 3 号に規定する、専ら自転車及び歩行者の通行の用に供するために、縁石線又は柵その他これに類する工作物により区画して設けられる道路の部分。
	生活関連経路	「第三次鹿児島市交通バリアフリー基本構想（R4.3 策定）」において、鉄軌道駅を中心に、高齢者や障害者、子ども連れの方などが利用する生活関連施設（官公庁施設、福祉施設、商業施設など）を結び、主に徒歩で移動が行われる主要な経路のうち、バリアフリー法に基づく基準等に沿って整備を行う道路。
た行	道路構造令	道路を新設し、又は改築する場合における、道路構造の技術的基準を定めた政令。
	道路標識	「道路交通法」第 2 条第 1 項第 15 号に規定する、道路の交通に関し、規制又は指示を表示する標示板をいい、種類、様式等については「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」第 1 条～第 4 条により規定される。
	道路標示	「道路交通法」第 2 条第 1 項第 16 号に規定する、道路の交通に関し、規制又は指示を表示する標示で、道路鋲、ペイント、石等により路面に描かれた線、記号又は文字をいい、種類、様式等については「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」第 8 条～第 10 条により規定される。
は行	バリアフリー重点整備地区	「第三次鹿児島市交通バリアフリー基本構想（R4.3 策定）」において、鉄軌道駅を中心に、高齢者や障害者、子ども連れの方などが利用する生活関連施設（官公庁施設、福祉施設、商業施設など）が集まったエリアで、道路などのバリアフリー化を重点的かつ一体的に進めていく地区。
ら行	路面表示	「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」に規定されていない、法定外の路面に描かれた表示で、ペイント、石等による線、記号又は文字をいう。